

私学助成の増額・拡充を求める意見書

全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っている。

平成22年度より公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生から年収910万円以上の世帯は学費負担が発生することになったが、年間約12万円の学費負担にとどまっている一方、私立高校では世帯収入により授業料の一部を補う就学支援金と自治体独自の学費軽減制度で一定に学費負担が軽減されているが、平成26年度における入学金を含む初年度納付金は全国平均約72万円となっており、就学支援金を差引いても約60万円の学費負担がなお残されている。

また、私立高校の専任教員数は公立高校との比較において少なく、専任教員一人当たりの生徒数は公立高校が14.9人に対して、私立高校の平均は19.6人で約1.3倍となっている。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」を謳っているが、公立高校に比べて高額な学費を負担し、その上教育条件も厳しい状況となっていることは、これらに照らしても憂慮すべき状況である。

未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件の維持・向上を図るため、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月2日

新潟県佐渡市議会議長 根岸 勇雄

私学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県内の高校生の約 2 割は私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っている。

平成 22 年度より公立高校の授業料無償化が実現し、平成 26 年度入学生から年収 910 万円以上の世帯は学費負担が発生することになったが、年間約 12 万円の学費負担にとどまっている一方、私立高校では国の就学支援金と県独自の学費軽減制度により、授業料と施設設備費の一部の学費負担が軽減されているが、平成 26 年度における入学金を含む初年度納付金は県平均約 57 万円で、国・県の学費支援後も年収 350 万円未満の世帯で約 18 万～26 万円、年収 350 万～910 万円未満の世帯で約 40 万～46 万円の学費負担が残されたままとなっている。

また、私立高校の経常経費に対する助成は 2 分の 1 以内に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、さまざまな困難をかかえてきた。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約 8 割を占めるのに対し、私立高校は約 6 割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状である。

未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件の維持・向上を図るために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められている。

よって、県においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう求める。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 10 月 2 日

新潟県佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄